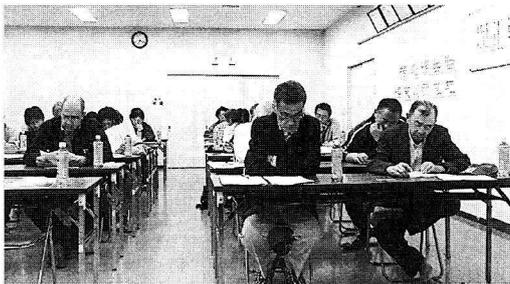
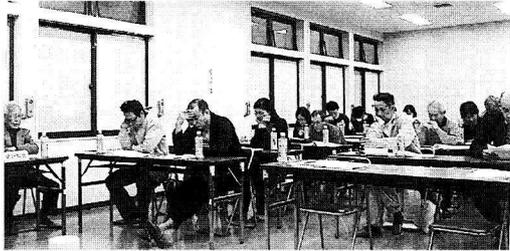


# 浜野町内会報

No. 413号

浜野町内会  
広報部

発行責任者 秋葉光重



## — 平成29年度 — 総会を開催

平成29年度  
浜野町内会  
総会を開催

平成29年4月8日(土)18時より浜野会館において「平成29年度浜野町内会総会」が開催されました。菅総務部長より新旧町会長・役員総数42名中35名の出席、委任状2名、3、2以上が出席し本総会の成立を宣言。遠山区長による開会宣言、続いて長嶋町内会長より今総会に向けた挨拶をされました。議長には委員から「執行部へ一任」の発言を受け、昨年に引き続き五反田町会の関委員を指名し6議案について審議の結果すべて原案通りに承認されました。

- 1、提出議案
  - 1、平成28年度浜野町内会事業報告及び収支決算報告
  - 2、第二号議案  
平成28年度浜野町内会事業計画、及び収支予算計画
  - 3、第二号議案  
町会の新設、及び統合
  - 4、第四号議案  
内規・規約の一部改正
  - 5、第五号議案  
付帯決議
  - 6、第六号議案  
町内会長、町内会役員、委嘱役員承認
- 2、第二号議案 平成29年度浜野町内会事業計画、及び収支予算計画  
【総務部】
  - 1、生浜地区関連諸団体との連携及び交流の推進
    - (1) 生浜地区地域運営委員会、生浜地区町内会自治会連絡協議会、社会福祉協議会生浜地区部会、青少年育成委員会、生浜西小学校スポーツ振興会等と連携し、地域の課題解決に取組みます。
    - (2) 諸団体主催の行事への参加・参画
    - ① 生浜地区町内会自治会連絡協議会主催の「生浜地区体育祭」に参加し、優勝を目指します。
    - ② 生浜地区地域運営委員会主催の「新年賀詞交歓会」「日帰り研修旅行」に参加し、他の町内会や諸団体との交流と親睦を図ります。
    - ③ 生浜西小学校スポーツ振興会主催の「グラウンドゴルフ大会」「歩け歩け大会」「家族バレーボール大会」等に参加します。
  - (1) 浜野町民との交流と親睦の推進  
浜野スポーツ振興会主催の「グラウンドゴルフ大会」に参加します。
  - (2) 浜野町の歴史と伝統文化である「8月の盆踊り大会」と「10月の諏訪神社秋季大祭」は町民が交流する一大イベントとなっております。浜野町の活性化と繁栄を願う諸団体・本行寺・諏訪神社と協力して開催し、連帯と協調の町」として次世代に継承していくよう推進します。
  - (3) 「浜野町新年賀詞交歓会」に、町内会の中組織、諸団体役員の参加を募り、共に新年を祝い「町の発展と町民の多幸」を祈念し、開催します。
  - 3、町会議員・賛助会員の加入促進  
(1) 浜野町では新住民の増加が予想されます。また、賛助会員は地域協力体制を維持していく上で貴重な会員です。特別期間を設け、町内会への入会の促進を図ります。
  - (2) 新町会として発足した「グリーンステージ町会」において、町会未加入の住民や新たに入居する方々に対して、積極的に入会の働きかけを行います。
  - 4、浜野会館の適正な管理・運営  
(1) 浜野会館は、町民の融和と親睦を図る「浜野町唯一の共有施設」です。管理責任者の小河原ふみ子氏により、「浜野会館使用心得」に基づき管理・運営を行います。
  - (2) 毎週土曜日9時30分～13時は会館事務所に在室し、会館使用受付並びにコピー機使用に関する業務等を行います。
  - 5、区会議の開催  
町内会の活動方針の推進と徹底、及び町会の親睦を図るため、必要に応じて区長主導による区会議を開催いたします。
  - 6、会員名簿の作成及び発行について  
前回平成26年11月の発行から3年が経過すること、また「新町会の設立」や「町会の統合」を行ってもあり、今秋の発行に向けて取り組みます。町会議員並びに賛助会員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

1、ごみの削減・清掃活動、及び環境整備

- (1) 町内会一斉美化活動の実施  
千葉市をあげての「ごみゼロクリーン運動」の展開に賛同し、今年度も「私たちの住む町は私たちがの手で」をスローガンに、町内一斉清掃を6月4日と12月3日の年2回実施します。
- (2) ごみの削減並びに不法投棄をさせない活動を、千葉市と共に取り組みます。
- (3) 町会に設置している「ごみステーション」の清掃や修繕・修理のほか、啓発掲示物について、担当町会で適正な管理をお願いいたします。
- (4) 舗道の凹凸の改善や排水溝の修繕、防犯街灯やカーブミラーの新設や修繕、町内の美化（除草・消毒・樹木の剪定・伐採など）や危険場所の改善など、各町会からの要望を行政に申請し、町内の環境整備に取り組みます。

2、自主防災活動

- (1) 町内会役員は、避難所である生浜中学校・生浜小学校・生浜西小学校の避難所運営委員としての役割を担っています。生浜地区合同防災訓練に積極的に取り組みます。
- (2) 津波対策として、緊急避難ができる建物の管理者と「施設等」の使用に関する協定書」を現行以上に締結できるように取り組みます。
- (3) 2016年度版「ふくし・防災ガイド&マップ」を活用し、暮らしの安全や防災意識の高揚を図ります。
- (4) 避難訓練の参加者増や、「緊急時連絡体制表」の活用など、災害発生を想定した臨場感のある避難訓練になるよう、取り組みます。

3、防犯活動

- (1) 防犯講話会の開催へ★6月中旬中央警察署・浜野駅前交番と連携を密にし、防犯活動に取り組みます。

の予定

主に防犯パトロール活動員を対象に、中央警察署生活安全課より講師を招き、犯罪状況や防犯活動に関する講習会を開催し、防災意識の高揚を図ります。

- (1) 6月と12月に、町内会役員・防犯パトロール活動員・浜野駅前交番が連携した「合同防犯パトロール活動」を実施します。
- (2) 「年末特別警戒防犯パトロール活動」を、各町会の防犯パトロール活動員により町会単位で実施します。
- (3) セイフティウォッチャー生浜小学校・生浜西小学校のセイフティウォッチャーは、登下校時に学童を交通事故や事件から守る上で重要な活動となっております。

4、「防犯標語」や「立て看板」の維持管理

防犯標語看板や一時緊急避難場所の立て看板を、各町会に設置しています。町会長による取付け状態の維持管理等について、指導・支援を行います。

5、防犯街灯

防犯街灯の維持管理は町内会が担う重要な役割の一つです。昨年度、LED化に改修していますが、ライト切れや破損等の維持管理と共に、必要に応じて新設を行い、地域の安全性を向上します。

1、「広報部」

町内会報は、町内会・地域の活動内容や予定を網羅しており、情報公開誌として定着しています。内容の充実に向け取材活動の強化を図ります。また、毎月、月初の発行を目ざ

します。各町会でのタイムリーな配布にご協力いただきますようお願いいたします。尚、各世帯への配布については、回覧方式ではなく、原則として班長等による個別配布をお願いいたします。

2、諸団体の行事内容・日程や原稿・写真等は、広報部長宛に毎月20日までの提出をお願いいたします。

3、広報板は、現在町内の11箇所に設置しています。担当町会での適正な管理をお願いいたします。

4、町内会ホームページの充実と共に、活用方法や認知度アップを工夫していきます。

【文化部】

- 1、「文化講演会」を、平成30年1月20日に専門有識者を招いて開催します。
- 2、「第29回囲碁・将棋大会」を、平成30年2月11日に開催し、町会員相互の親睦と協調を図ります。
- 3、諏訪神社の節分祭（平成30年2月3日）で、浜野町に居住する小学校6年生を対象に「豆まき体験」を実施します。

【福祉部】

- 1、民生児童委員他諸団体と協力し、「第32回浜野町敬老の集い」を9月17日（日）に、浜野会館で開催します。
- 2、社会福祉協議会生浜地区部会と協力し、「浜野町ふれあい・いきいきサロン」を年6回、浜野会館で開催します。（奇数月の第4金曜日の予定）
- 3、民生児童委員と協力し、社会福祉協議会の会員募集に取り組みます。
- 4、「みんなで見守る町づくり生浜」の浜野町の具体的な取組を開始します。

協同により、支援を希望する高齢者と要支援者への定期訪問を7月より実施します。

(2) 各町会・各班のグループ長（緊急体制表の）により、隣り近所の同居高齢者への見守り活動「ちよこつと見守り・声掛け運動」を5月より実施します。また、この見守り活動が定着するように、情報発信や共有化を定期的の実施します。

「みんなで見守る町づくり生浜」の浜野町の具体的な取組を参照

【婦人部】

- 1、婦人部総会を4月2日（10時）に開催
- 2、婦人部の親睦・協調
  - (1) 絵手紙教室を、毎月第3日曜日（9時45分～11時45分）に浜野会館で実施
  - (2) 介護予防体操を、毎月第1・2日3水曜日（10時）に浜野会館で実施
  - (3) 太極拳を、毎週月曜日（9時30分）に浜野会館で実施
  - (4) 太巻き寿司づくりを4月15日（10時～12時）に実施
- 3、浜野会館清掃
  - (1) 浜野会館の清掃を、毎月第3日曜日（9時）に実施
  - (2) 浜野会館の年末大掃除を町内会役員青年部と実施（12月23日）
  - 4、町内会行事への参加と協力

【青年部】

- 1、青年部総会の開催（4月8日）
  - 2、青年部の主幹行事や出店活動の実施
- 明るく健康的な町づくりの推進を図り、青年層の町内会活動への積極的な参加を目的に、青年部主管の独自活動の他、町内会行事への参加協力を以下のとおり行います。